

鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 10 月 15 日 (火) 第 558 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- | | | |
|---|-----------------|---|
| ○保安林の指定予定の通知 | (森づくり推進課取扱い) | 1 |
| ○保安林の指定の解除予定 (2件) | (森づくり推進課取扱い) | 1 |
| ○救急病院等の認定 | (保健医療福祉課取扱い) | 2 |
| ○まあじに関する知事管理漁獲可能量の変更 | (水産振興課取扱い) | 2 |
| ○県営土地改良事業の計画の変更 | (農地整備課取扱い) | 2 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 | (始良・伊佐地域振興局取扱い) | 3 |
| 公 安 委 員 会 告 示 | | |
| ○遊技機の型式の検定の告示 | (生活安全企画課取扱い) | 3 |

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 708 号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第29条の規定により, 農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和 6 年 10 月 15 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 保安林予定森林の所在場所
薩摩川内市東郷町山田字剥ノ谷2326番1, 字茶円ノ元2335番1
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は, 定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は, 当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は, 次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は, 省略し, その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿 児 島 県 告 示 第 709 号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第26条の2第2項の規定により, 次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和 6 年 10 月 15 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 解除予定保安林の所在場所

大島郡喜界町大字花良治字カメヤ1876番21・字カ子クマ3088番2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び喜界町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第710号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和6年10月15日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 解除予定保安林の所在場所
大島郡喜界町大字花良治字カメヤ1876番21・字カ子クマ3088番2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び喜界町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第711号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次のとおり救急病院又は救急診療所として認定した。

令和6年10月15日

鹿児島県知事 塩田康一

救急病院・救急診療所の別	名 称	所 在 地	認 定 の 有 効 期 間
救急病院	鹿児島大学病院	鹿児島市桜ヶ丘八丁目35番1号	令和6年9月25日から 令和9年9月24日まで

鹿児島県告示第712号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、まあじに関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更した。

令和6年10月15日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 管理の対象となる期間
令和6年1月1日から同年12月31日まで
- 2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
4,300トン
- 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県まき網まあじ漁業	2,800トン
鹿児島県その他のまあじ漁業	現行水準

鹿児島県告示第713号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、土地改良事業県営水利施

設等保全高度化（畑地帯総合整備担い手支援対策）（旧：畑地帯総合整備）（農業用排水施設整備及び農道整備）第一曾於北部地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 6 年 10 月 15 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 6 年 10 月 16 日から同年 11 月 13 日まで
- 3 縦覧場所
曾於市役所耕地林務課

始良・伊佐地域振興局告示第25号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 6 年 10 月 15 日

始良・伊佐地域振興局長 向窪憲和

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
就労継続支援B型事業所霧島パソコン教室	霧島市国分府中820番地	合同会社北斗会セカンド	鹿屋市下堀町9658番地5	高野 鉄司	令和 6 年 10 月 1 日	就労継続支援B型

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第110号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 6 年 10 月 15 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	eゴジラ対エヴァンゲリオン2bA	株式会社ビスティ	410449
回胴式遊技機	Lスマスロサラリーマン金太郎ET	株式会社EXCITE	430354
回胴式遊技機	Lチバリヨ2プラスZC	株式会社オーゼキ	4S1086